社会福祉法人阿見町社会福祉協議会　物品貸出要綱

（目的）

第1条　この要綱は、社会福祉法人阿見町社会福祉協議会（以下「本会」という）が保有する物品の貸出について必要な事項を定める。

（貸出物品の種類）

第2条　貸出をする物品（以下「貸出物品」という）の種類については、別表第1のとおりとする。

（貸出対象）

第3条　個人に対しての貸出は行わず、貸出対象となる者は次のとおりとする。ただし、阿見町内に住所を有し、阿見町内で使用する場合に限る。

（1）行政区

（2）小中学校・保育所・幼稚園

（3）関係行政機関

（4）本会法人会員

（5）本会ボランティア登録団体

（6）その他本会会長が認める団体

（対象者の制限）

第4条　本会は、貸出物品を利用しようとするものが次の各号に該当するときは、使用を許可しないものとする。

　 （1）営利を目的とするとき

　 （2）宗教活動若しくは政治活動を目的とするとき

　 （3）その他管理上支障があると認めるとき

（使用料）

第5条　貸出物品の使用料は、無料とする。

（申請）

第6条　貸出を希望する者は、別記様式により本会に申請するものとする。

　　2　前項の規定による申請（予約）受付は、土日・祝日及び年末年始を除く8時30分から17時15分までとし、貸出日の属する月の2ヵ月前から受付できるものとする。

（決定及び貸出期間）

第7条　会長は前条による申請があったときは、別表第1の貸出期間内で貸し出しを行うものとする。

（使用上の注意及び責任）

第8条　利用者は、物品の取り扱いについて細心の注意を払い、利用目的以外に使用したり、第三者に転貸してはならない。

　　2　物品の使用及び貸出期間内の管理に関しては、利用者の責任において行い、故意

若しくは不注意により損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又は損害の賠償をするものとする。

　　3　本会が貸出した物品によって生じた事故については、利用者の責任とし、本会は一切の責任を負わないものとする。

　（返却）

　第9条　利用者は、使用後に物品の点検及び清掃を行い、貸し出された時と同じ状態で返却することとし、本会の確認に立ち会うものとする。

　　2　借用期間に関わらず、物品を必要としなくなったときは、速やかに返却しなければならない。

　（利用の中止）

　第10条　物品の故障等により安全に使用できないと会長が判断した場合は、事前に利用申請があった場合でも貸出の中止ができるものとする。また、その際の申請者への補償は行わないものとする。

　（補足）

　第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

　この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸出物品名 | 所有数 | 貸出期間 |
| テント（大）3.0×4.5ｍ　（スチールアルミ複合） | 1 | 7日以内 |
| テント（小）2.4×3.6ｍ　（スチールアルミ複合） | 2 |
| テント（大）3.56×5.34ｍ　（鉄パイプ） | 1 |
| テント（小）2.67×3.56ｍ　（鉄パイプ） | 1 |
| テントウエイト | 5組 |
| 蒸し器（釜） | 2 |
| バーナー | 2 |
| ポリバケツ | 6 |
| もちつき器 | 5 |
| せいろ | 10 |
| せいろ用布 | 10 |
| すのこ | 10 |
| せいろもち上げ棒 | 2 |
| もち米洗い用三角棒 | 2 |
| 金ざる（大） | 4 |
| 金ざる（小） | 3 |
| プラスチックざる | 3 |
| もちきり板 | 3 |

別表第1